

戦争も原発もいいとこどり

1. 原発と自衛戦争

友人・小倉志郎さんの文章が書籍上に敬意をもって紹介されていたので、私も友人としてうれしくなった。小倉さんと知り合ったのは 2011 年の福島原発事故以降、私が原発の問題を勉強しはじめ、原子力市民委員会や NPO APAST の活動をするようになってからのことだが、今は同志である。彼は東芝の原発のエンジニアリング部門で、入社から定年まで勤めた人である。もともと大学では機械工学を学んで、プラントの仕事をしたという意味で私と同じ分野で働いてきた。しかも、生まれた年と月が同じで、私の方が 2 週間ばかり早いという偶然もあって特別な親近感を持ってきた。以下に最近私が読んだ彼の事績を紹介したい。

インターネット上に、「原子炉施設に対する攻撃の影響に関する一考察」という 63 ページから成る報告書がある¹。この報告書は、1984 年に外務省が財団法人日本国際問題研究所に委託して作らせたもので、関係官庁および電力会社には「取扱注意」というスタンプを押して限定部数を配ったようである。

内容は、ミサイル攻撃などによって、①冷却用電源を喪失した場合、②格納容器が破壊された場合、③原子炉圧力容器が直接破壊された場合 の 3 ケースにおいて、周辺住民の死者数などが予想されている。1981 年にイスラエルによってイラクの原子炉（建設中のオシラク）が破壊されたという事件があり、その時代背景でスタディしたそう（アメリカのスタディを参照しながら）。ざっと目を通したところ、破壊された原子炉から放出される放射能による周辺住民の被ばく被害の性質は福島事故とよく似ている。

この報告書の存在に関する情報は、斎藤貴男『「東京電力」研究 排除の研究』²の第 1 章にあり、最近知った。この報告書が実際に起こった結果と近いことはきわめて当然だが、政府は予防措置を何もしなかったし、こういうスタディを行ったことも秘密にしていた。そして、事故が起こってから「想定外」と言った。

ミサイル攻撃を行う場合は、火薬重量が数百 kg の爆弾でも原発事故が起これば、1 メガトンクラスの原爆相当の放射能拡散がありうるというデータも載っている（ただし、広島型原爆は 15 キロトンにすぎない。また、福島原子炉から飛散した放射能はほんの一

¹ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000160057.pdf>

² 角川文庫、2015 年。もとの単行本は 2012 年。p.26 以下。藤岡惇「軍事攻撃されたら福島の原発はどうなるか」『核時代の神話と虚像』明石書店、2015 年、p.290 にも 1 ページ余りにわたって引用され称揚されている。

部である。ここでは、正確な定量比較をする意図はない³⁾。

著者は、この報告書の紹介のすぐ後に、小倉志郎さんの「原発を並べて自衛戦争はできない」⁴⁾を2ページにわたって丁寧に引用している。著者は小倉さんに取材して、かれの意図を丁寧に伝え、物事を統合的に考えればかれのいうように、北朝鮮の核脅威を無いと考えると憲法改正をやめ、軍隊を持つことをやめるか（その時は原発を動かしてよい）、あるいは、核脅威があると考えると憲法を改正して対抗できる軍隊を持つか（その場合は原発を止める）、二つに一つしか選択肢はない、といている。現実には、自ら主張するリスクを無視して、それぞれの危険側の選択をしている。つまり、原発を動かし、北朝鮮の核脅威の存在を認めて軍隊を持つという選択である。ということは、もし北朝鮮がミサイル攻撃を行ってきた場合には百発百中の迎撃破壊をできるという神業の戦闘力を創設しなければならない。

それは、「必勝」以外は想定しない第二次世界大戦時の日本軍の発想そのものである。負ける場合のケーススタディがないものだから、開戦翌年の夏にミッドウェー海戦で虎の子の戦艦などを失って制海権を奪われたのに、3年間ずるずると焦土になるまで降伏しなかったという史実を思い出す⁵⁾。日本には、わが身を省みずに勇敢に戦う兵士には事欠かないが、有利な状況だけではなく不利な状況も冷静に受け止めて敗北時に備えてきちんとした対策を行う司令官はいない。その責任者は内閣総理大臣であるが、現総理大臣はもっとも不適格である。この世の中を切り盛りするリーダーには「危機管理」という機能がもっとも必要であるが、それが皆無だからである。

不本意な状況は起こらないという前提に立った施策は、原発の規制法規にも典型的に現れている。2013年までは原発の過酷事故は起こらないとして、過酷事故対策を考えないで運転してきたのであった。

2. 津波高さの想定

来週1月28日に、私は東京地方裁判所の原発被災者訴訟の法廷で、被告東電および国の弁護士たちから証人尋問を受ける予定である。原告の被災者たちは、事故後に住まいを追われ、職業も失い、不本意な避難生活を余儀なくされたが、東電および国は十分な賠償をしていないということについて、賠償請求をしている。私は後藤政志さんとともに、東電と国の責任を証明する意見書を提出している。主たる内容は、津波襲来が予見可能であったことと、それに基づいて事故前に電源喪失防止対策が十分に行えたはずであることを技術専門家として述べたものである。

³⁾ 詳しくは、藤岡惇、前掲論考、p.280を参照されたい。

⁴⁾ 雑誌『リプリーザ』No.3、2007年 に寄稿したもの。小倉『元原発技術者が伝えたいほんとうの怖さ』彩流社、2014年 に再掲。

⁵⁾ 内田樹は『街場の戦争論』ミシマ社、2014年のp.36以下に、「もしも1942年に日本が降伏していたら…」という仮定の下に、その後の戦後の成り行きを想像している。

自然災害が原発に及ぼす外力を設計条件に取り入れる際に、業界ではつねに「既往最大」を探り、それを設計条件としてきた。しかし、近代的な観測機器および観測網ができたのは明治以降のことで、直接使える数値データは 100 年ほどしか遡れない。歴史記録を調べて、当時の経験者が書き残した経験や伝聞の記述から災害規模を推定する方法をとっても、1000 年強しか遡れない。

津波予測については、既往最大の津波が何 m の高さであったかが議論され、それを防災設備の設計基準とした。福島原発に到達する津波の高さを、七省庁手引きは 1997 年に 8.6m と推定し、地震本部は 2002 年にその 2 倍のエネルギーを持つ津波の存在を指摘した（15.7m に近い）⁶。後者は、1611 年の三陸沖地震、1677 年の延宝房総沖地震、1896 年の明治三陸地震という過去 400 年間に起きた 3 回の地震データをもとに推定したものであった⁷。電事連（東電が主要メンバー）は、七省庁手引きを作った中央防災会議や地震本部に委員を送り、津波想定をできるだけ低く抑えようとした⁸。

この経過の中で理屈に合わないのは、次の点である。

（１）複数の予測が学者側から出てきた場合に、電事連が高い想定は「根拠が薄弱」とか「確率が低い」として、低い設計基準を導こうとしたこと。

（２）首藤伸夫氏や阿部勝征氏ら、学者たちが、これらの予測数値には「倍半分の誤差がある」という認識を示したのに対して、既往最大値を推定した後にまったく誤差を加算しなかったこと。

（３）原発業界は安全目標として「炉心損傷確率を 1 万炉年に 1 度、格納容器機能損失頻度を 10 万炉年に 1 度」と謳っており、「だから安全だ」と主張してきた。この主張は、福島事故の後にも川内原発稼働差止仮処分申立裁判において、鹿児島地方裁判所が「平成 18 年度までに原子力安全委員会安全目標専門部会で検討された安全目標案（上記の損傷頻度を引用）を基礎とし」ている。「この安全目標が達成される場合には、健康被害につながる程度の放射性物質の放出を伴うような重大事故発生の危険性を社会通念上無視し得る程度に小さなものに保つことができると解するのが相当である」と判示している⁹。

既往最大の災害規模を想定して得た数値は、ただだか 1 千年に一度の災害規模しか表していない。1 万年や 10 万年に一度の災害規模はそれの何倍かにのぼると考えるのが常識であろう。既往最大を推定するのにいくら緻密なシミュレーションを行っても、基準とする安全目標の数値を得られるわけがない。むしろ「倍半分」といった言葉の方が真実を表しているはずである。

⁶ 添田孝史『原発と大津波 警告を葬った人々』岩波新書、2014 年、p.91

⁷ 添田、前掲書、pp.62-63

⁸ 添田、前掲書、pp.70-75

⁹ 鹿児島地方裁判所、決定理由、pp.84-85

上記の（１）（２）の論点についてはすでに福島原発事故で答えが出てしまった。しかし、（３）は、今後に向けて改めて同じ間違いを繰り返す可能性を、裁判所が「社会通念」という責任主体が不明の言葉をもって受容したのである。

ここにおいてわれわれは、総理大臣のみならず、裁判所も自然の摂理を理解する能力のない子どもであると考えざるを得ない。日本の体制の中には、どこにも正常な判断力を備えた責任主体が存在しない。

（2019 年 1 月 22 日 哲）